

## 各県知事への意見照会に対する回答

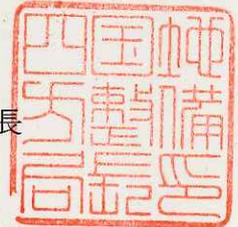
平成27年度第2回四国地方整備局事業評価監視委員会  
に諮る対応方針(原案)の作成に係る意見照会について

国四整企画第30号

平成27年10月14日

香川県知事 殿

四国地方整備局長



四国地方整備局 事業評価監視委員会に諮る対応方針(原案)の作成に係る意見照会について

平素より国土交通省直轄事業の推進にあたり、ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

四国地方整備局管内における直轄事業については、国土交通省所管公共事業の再評価実施要領(以下「実施要領」という。)に基づき、事業採択後一定期間が経過した事業について、その効率性、実施過程の透明性を図るべく、四国地方整備局事業評価監視委員会(以下「委員会」という。)において、再評価に係る対応方針(原案)を審議しております。

このたび、平成27年10月26日に第2回委員会を開催することとなりました。実施要領に基づき、委員会に諮る対応方針(原案)を作成するにあたり、平成27年10月21日までに別紙について、貴職のご意見を承りたく依頼いたします。

※ご意見の送付・問い合わせ先

四国地方整備局 企画部 企画課 企画第一係

電話 087-811-8308

FAX 087-811-8408

(別紙)

(再評価)

【河川事業】 1件

| 事業名         | 「対応方針(原案)」案※ | 備考 |
|-------------|--------------|----|
| 土器川直轄河川改修事業 | 継続           |    |

【道路事業】 2件

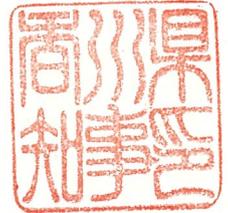
| 事業名              | 「対応方針(原案)」案※ | 備考 |
|------------------|--------------|----|
| 一般国道11号 大内白鳥バイパス | 継続           |    |
| 一般国道11号 豊中観音寺拡幅  | 継続           |    |

※貴県の意見を踏まえ、四国地方整備局事業評価監視委員会へ諮る対応方針(原案)を作成するためのものです。

27技企第54362号  
平成27年10月21日

四国地方整備局長 殿

香川県知事 浜田 恵造



四国地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針(原案)の  
作成に係る意見照会について(回答)

平成27年10月14日付け国四整企画第30号にて意見照会がありましたこ  
のことに付いて、下記のとおり回答します。

記

1 土器川直轄河川改修事業についての意見

「対応方針(原案)」案の事業継続について、異議ありません。  
事業の実施に際してはその内容を事前に説明いただくとともに、事業の計  
画的な推進とより一層のコスト縮減に努めていただくようお願いいたします。

2 一般国道11号大内白鳥バイパスについての意見

「対応方針(原案)」案の事業継続について、異議ありません。

3 一般国道11号豊中観音寺拡幅についての意見

「対応方針(原案)」案の事業継続について、異議ありません。

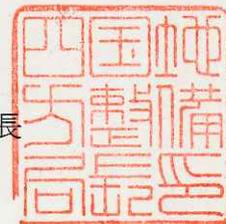


国四整企画第30号

平成27年10月14日

愛媛県知事 殿

四国地方整備局長



四国地方整備局 事業評価監視委員会に諮る対応方針(原案)の作成に係る意見照会について

平素より国土交通省直轄事業の推進にあたり、ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

四国地方整備局管内における直轄事業については、国土交通省所管公共事業の再評価実施要領(以下「実施要領」という。)に基づき、事業採択後一定期間が経過した事業について、その効率性、実施過程の透明性を図るべく、四国地方整備局事業評価監視委員会(以下「委員会」という。)において、再評価に係る対応方針(原案)を審議しております。

このたび、平成27年10月26日に第2回委員会を開催することとなりました。実施要領に基づき、委員会に諮る対応方針(原案)を作成するにあたり、平成27年10月21日までに別紙について、貴職のご意見を承りたく依頼いたします。

※ご意見の送付・問い合わせ先

四国地方整備局 企画部 企画課 企画第一係

電話 087-811-8308

FAX 087-811-8408

(別紙)

(再評価)

【河川事業】 2件

| 事業名           | 「対応方針(原案)」案※ | 備考 |
|---------------|--------------|----|
| 重信川総合水系環境整備事業 | 継続           |    |
| 肱川直轄河川改修事業    | 継続           |    |

【砂防事業】 1件

| 事業名         | 「対応方針(原案)」案※ | 備考 |
|-------------|--------------|----|
| 重信川水系直轄砂防事業 | 継続           |    |

※貴県の意見を踏まえ、四国地方整備局事業評価監視委員会へ諮る対応方針(原案)を作成するためのものです。



27土(技)第430号  
平成27年10月20日

四国地方整備局長 様

愛媛県知事 中村 時広



四国地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針(原案)の  
作成に係る意見照会について(回答)

平成27年10月14日付け国四整企画第30号で依頼のあった標記について、  
別紙のとおり回答いたします。

次の再評価に係る「対応方針(原案)」案については異議ありません。

【河川事業】 2件

| 事業名           | 「対応方針(原案)」案 | 備考 |
|---------------|-------------|----|
| 重信川総合水系環境整備事業 | 継続          |    |
| 肱川直轄河川改修事業    | 継続          |    |

【砂防事業】 1件

| 事業名         | 「対応方針(原案)」案 | 備考 |
|-------------|-------------|----|
| 重信川水系直轄砂防事業 | 継続          |    |

なお、当事業に対する意見は下記のとおりです。

記

① 重信川総合水系環境整備事業に対する意見

- ・重信川総合水系環境整備事業は、重信川の良好な河川環境の保全、再生のため必要な事業であり、今後も継続し着実な事業促進をお願いします。

② 肱川直轄河川改修事業に対する意見

- ・肱川直轄河川改修事業は、肱川流域の安全・安心を確保するため、地元の強い要望のもと進められている重要な事業であり、近年においても、平成16年、17年、23年などの洪水により浸水被害が頻発していることから、肱川水系河川整備計画に添って、今後も継続し、積極的な事業促進をお願いします。

③ 重信川水系直轄砂防事業に対する意見

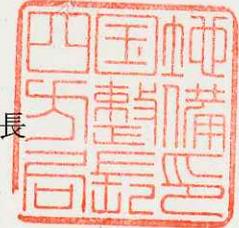
- ・重信川水系直轄砂防事業は、県都松山市はじめ流域住民を土砂災害から守るために必要な事業であり、さらに、昨年、広島市北部など各地で集中豪雨による大規模土砂災害が頻発していることから、一層の事業促進をお願いします。

国四整企画第30号

平成27年10月14日

高知県知事 殿

四国地方整備局長



四国地方整備局 事業評価監視委員会に諮る対応方針(原案)の作成に係る意見照会について

平素より国土交通省直轄事業の推進にあたり、ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

四国地方整備局管内における直轄事業については、国土交通省所管公共事業の再評価実施要領(以下「実施要領」という。)に基づき、事業採択後一定期間が経過した事業について、その効率性、実施過程の透明性を図るべく、四国地方整備局事業評価監視委員会(以下「委員会」という。)において、再評価に係る対応方針(原案)を審議しております。

このたび、平成27年10月26日に第2回委員会を開催することとなりました。実施要領に基づき、委員会に諮る対応方針(原案)を作成するにあたり、平成27年10月21日までに別紙について、貴職のご意見を承りたく依頼いたします。

※ご意見の送付・問い合わせ先

四国地方整備局 企画部 企画課 企画第一係

電話 087-811-8308

FAX 087-811-8408

(再評価)

## 【道路事業】 3件

| 事業名                         | 「対応方針(原案)」案※ | 備考                   |
|-----------------------------|--------------|----------------------|
| 一般国道55号 高知南国道路              | 継続           | 高知東部自動車道<br>として一体で評価 |
| 一般国道55号 南国安芸道路              | 継続           |                      |
| 一般国道55号 南国安芸道路<br>(芸西西～安芸西) | 継続           |                      |

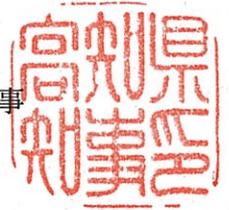
※貴県の意見を踏まえ、四国地方整備局事業評価監視委員会へ諮る対応方針(原案)を作成するためのものです。



27 高道路第 799 号  
平成 27 年 10 月 20 日

四国地方整備局長 様

高知県知事



四国地方整備局 事業評価監視委員会に諮る対応方針の作成に  
係る意見照会について（回答）

平成 27 年 10 月 14 日付け国四整企画第 30 号で照会のありましたことについて、下記のとおり回答します。

#### 記

#### 高知東部自動車道

- ・ 一般国道 55 号 高知南国道路
- ・ 一般国道 55 号 南国安芸道路
- ・ 一般国道 55 号 南国安芸道路（芸西西～安芸西）

#### （意見）

事業継続に異議はありません。

高知東部自動車道は、四国 8 の字ネットワークを構成する幹線道路であり、南海トラフ地震時に迅速かつ円滑な救援活動や物資輸送を行うため必要不可欠な「命の道」とともに、高知県東部地域の活性化のための基盤としても重要な路線であり、地域住民もその完成に期待を寄せています。そのため、国においては、早期の供用を目指し、より一層の事業進捗をお願いします。